

追手門学院大学 公的研究費の使用における不正防止基本方針

本学は、公的研究費に関わる不正根絶に向けて、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正防止対策に関する基本方針を定めます。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境を整備する。
3. 不正を発生させる要因を把握した上で、具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用ルール等についての窓口の設置及び、不正への取り組みに関する本学の方針を外部に公表する。
6. 公的研究費の不正が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。